

令和4年度 第2回庁議概要

- 1 開催日：令和5年3月29日（水）14時40分～14時50分
- 2 議事概要：以下のとおり
（●議題提出部局説明・回答、☆意見・質問）

議題1 三重県防災・減災アクションプラン（案）について

●山本防災対策部長

平成30年3月に防災・減災対策の方向性と道筋を示した「三重県防災・減災対策行動計画」を策定し、各部局の協力を得ながら防災・減災に取り組んできた。

この行動計画の計画期間が令和4年度で終了することから、各部局の協力のもと、新たな計画「三重県防災・減災アクションプラン」の作成を進めてきた。

作成にあたっては、これまで、有識者や市町・防災関係機関等との意見交換やパブリックコメントを実施するとともに、三重県防災会議の専門部会である「防災・減災対策検討会議」において審議をいただいていた。

また、各部局からは都度内容についてご意見をいただいていたところであり、感謝申し上げます。

今回の庁議をもってアクションプランを決定し、令和5年度から全庁を挙げて、アクションプランを進めていきたいと考えている。

（資料1－1に基づき説明）

今回作成するアクションプランは、これまでの取組を基礎としながら、社会情勢の変化や国の動きに的確に対応し、災害等から県民の命を守るために特に注力すべき自助・共助・公助による防災・減災や国民保護の取組について、令和5年度から8年度までの4年間で何をめざし、そのために何をすべきか、毎年度取り組むべきアクションを明確にすることで、「命に直結する取組」を着実に進めるためのもの。

命に直結する取組を5つの方向性と14の施策に整理したうえでそれぞれの施策ごとに「めざす姿」や特に注力する取組、そのために確実に取り組むべきロードマップとして、年度ごとのアクションを明確化した。

施策の内容や注力する取組をいくつか説明すると、まず、「取組方向1 災害即応体制の充実・強化」では「施策1－2 役割に応じた対応能力の向上」として、事前指定した緊急派遣チーム要員に対する研修などを定めている。

また、「取組方向3 確実に避難することができる体制の整備」では、津波避難施設の整備促進や国民保護に係る避難施設の指定の推進などの施策を定めている。

このように各施策のもとに取り組むべき具体的なアクションを年度ごとに定めている。

令和5年度から全庁を挙げて、「三重県防災・減災アクションプラン」に掲げる取組を進めていきたいと考えているので、次年度以降も各部局におかれてはご協力をお願いする。

☆日沖危機管理統括監

アクションプランでは、特に注力する取組のほか、巻末には「三重県国土強靱化地域計画」で整理しているハードの整備も含めて、「令和5年度～令和8年度の防災・減災及び国民保護に関する取組一覧」をまとめている。全庁が一丸となって、しっかり防災・減災対策を進めること。

☆一見知事

知事に就任して以来、最も大切なことは「県民の命を守る」ことであると言い続けてきた。そのことをふまえて、次のとおり指示をする。

- 1 この「三重県防災・減災アクションプラン」は、今後4年間で特に注力すべき「命に直結する取組」について 毎年度取り組むべきアクションを明確化したものである。関係部局においては、各施策に掲げた「めざす姿」の実現に向け、毎年度のアクションを着実に実行すること。
- 2 県のみでは 三重県全体の防災・減災対策を進めることはできない。災害発生時に第一線で対応を行う市町、国や関係機関と一体となった災害対策活動が不可欠であることから、アクションプランの趣旨もふまえ、国や市町、関係機関との連携をより緊密にするよう努めること。
- 3 今回、新たにアクションプランを策定したところだが、今後も防災行政を取り巻く状況は刻々と変化する。情勢変化を踏まえ毎年度、PDCA サイクルを回すこと。特に、大規模事故対応やミサイル等への対応に関する国民保護分野について、どのような対応ができるか検討の上、次回の改定に盛り込むこと。その際あわせて、このアクションプランの名称についても検討すること。